

特例措置による入学検定料の一部返還の手続きについて（特別選抜）

本学では、新型コロナウイルス感染症に係る事由により入学試験を受験できなかった者に対し、検定料返還の特例措置を講じます。

1. 返還対象となる入学者選抜試験

学部入学者選抜試験

（総合型選抜・学校推薦型選抜・社会人選抜・私費外国人留学生選抜・国際バカロレア選抜）

2. 措置内容

検定料の返還

学部：17,000円（夜間主コース：10,000円）

3. 返還の対象者

(1)～(6)のいずれかに該当し、岡山大学が検定料の返還を認めたもの

(1) 試験当日に、新型コロナウイルスに感染しており、治癒していない者（**みなし陽性疑いがある場合を含む。**）

(2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として保健所から指定され検査実施後、検査結果が判明していない者

(3) 試験当日に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、基礎疾患等により重症化しやすい受験生で発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状がある者、発熱・咳などの比較的軽い風邪の症状が続く者で、試験当日受験できないもの

(4) 試験当日に「岡山大学健康状態チェックリスト」により医療機関の受診を勧められ、受験できない者

(5) 海外在住の者で、新型コロナウイルス感染症の影響により渡日が困難なもの又は待機期間により受験できないもの

(6) その他、新型コロナウイルス感染症の影響により受験できない者

※(1)については、医療機関での診断を受けた者又は保健所等からの通知を受けた者であって、治癒、自宅待機の解除等に至っていないものとします。

4. 申請方法

検定料の返還を受けようとする者は、「6. 申請受付期間」の期間内に下記まで連絡し、指示に従い「5. 提出書類」を提出ください。

岡山大学学務部入試課

各選抜試験前日まで

【電話】086-251-7192～7194

各選抜試験当日

【電話】086-251-7192

※申請受付期間経過後は、いかなる理由があっても、検定料の返還を申請することはできません。

5. 提出書類

検定料の返還を受けようとする方は、本学所定の申出書と該当する書類を提出してください。

(1) 「入学検定料相当額返還請求申出書」（本学ホームページからダウンロード）

(2) 医療機関の診断書等（上記3の(1)(3)に該当する方）

(3) 保健所等の通知文書または該当機関が公表したホームページ等のコピー

（上記3の(2)(5)に該当する方）

なお、通知文等の言語が日本語以外の場合は翻訳した内容を添付してください。

(4) その他、必要に応じ本学が求める事情を説明する書類等

6. 申請受付期間

各選抜試験前日まで 9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）

各選抜試験当日 9時00分～17時00分

※試験2日目（総合型選抜2023年1月22日，私費外国人留学生選抜2023年2月26日）に申請できるものは，当該選抜（試験2日目を実施する学部・学科等に限る）の試験1日目を受験したものに限りま
す。

7. 検定料返還をする単位

検定料返還は，出願した入学者選抜にて受験予定であった全ての教科・科目等を単位として認めること
とします。検定料返還が認められた場合，受験済みの教科・科目を無効とします。また，検定料返還が認
められた場合，1日目，又は1日目・2日目の教科・科目については，受験はできません。

8. 本件に関する問い合わせ先

岡山大学学務部入試課

〒700-8530 岡山市北区津島中2丁目1番1号

【電話番号】 086-251-7192～7194

【メールアドレス】 dce7193@adm.okayama-u.ac.jp